

堺情審第20-3-3号

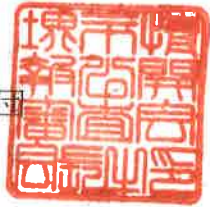
(答申第107号)

令和4年1月27日

堺市教育委員会様

堺市情報公開審査会

会長 坂本 国



諮問に対する答申

令和2年7月29日付け堺教政第773号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する却下決定を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	学校でのいじめに関する文書等
実施機関 (処分庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 総務部 教育政策課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 総務部 教育政策課)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

令和2年7月29日付けで諮問のあった「学校でのいじめに関する文書等」について、堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った却下決定は妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和元年12月5日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「学校でのいじめに関する文書」等。報告書、折衝記録、調査書、発生時の対応マニュアル等、いじめ発生（認知）から報告、調査等の一連の文書、原因究明、発生件数、要因等調査したもの。これらに係る関係文書等保存年限内のもの全て。今回請求の「関連資料」とは文字通り、全ての資料であり、決裁文書はもとより、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書、メール等、ありとあらゆる開示されるべきものをさすものである。」との公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 本件請求のうち、実施機関において次の（1）から（3）のとおり文書特定を行ったが、その他の「学校でのいじめに関する文書」については、対象となる文書の範囲が抽象的かつ非常に広範であるため、実施機関は、令和元年12月12日、公開すべき文書を特定する必要があるとして条例6条2項の規定により、審査請求人に対して補正を求めた。
  - （1）報告書、折衝記録、調査書については  
「いじめ報告シート」（学校名、校長氏名以外の部分は非公開）
  - （2）発生時の対応マニュアルについては  
「いじめ対応チェックシート」
  - （3）発生件数については  
「ホームページで公開している『いじめ』認知件数」
- 3 審査請求人は、令和元年12月21日、次の内容の補正書を実施機関に提出した。

「前提として開示すべき公文書の特定は、行政が行うべき手続きである。本件補正通知には具体性が無く、何をどのように明らかにするべきか、どのような文書が存在し、どのような文章が公開対象であるかの記載が無く、堺市情報公開条例に反する。

したがって、請求人は、堺市情報公開条例第6条2項に基づき「補正の参

考となる情報を提供」を求める。」

- 4 実施機関は、令和元年12月25日、審査請求人に対して次のとおり2回目の補正を求めた。

「令和元年12月4日付で提出された公文書公開請求書から、教育委員会が特定できる文書は別添のとおりです。

なお、別添に記載された文書の他に請求者が「学校でのいじめ」に関して具体的にお知りになりたい情報を具体的に明記いただくよう、請求内容の補正を求めます。」

#### 別添の内容

請求内容	教育委員会で特定できる文書
「学校でのいじめに関する文書」のうち報告書、折衝記録、調査書	いじめ報告シート（学校名・校長名以外非公開）
「学校でのいじめに関する文書」のうち発生時の対応マニュアル	いじめ対応チェックシート
「学校でのいじめに関する文書」のうち発生件数	いじめ認知件数（ホームページ掲載）

- 5 審査請求人は、令和2年1月6日、次の内容で2回目の補正書を実施機関に提出した。

「前提として本件の行政局の開示すべき公文書の特定は、不十分である。本件情報公開請求は、堺市全部局が保有する文書であり、少なくとも

- ・スクールカウンセラーの配置
- ・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・スクールチームサポートの派遣
- ・生徒指導アシスタントの活用
- ・ネットいじめ防止プログラムの実施
- ・SAFEプログラムの実施
- ・電話相談「こころのホーン」の24時間対応

等に関する全ての情報が提供されなければならない。

本件補正通知は一見具体性があるように見えて、その実態は無く、「請求人が文書の特定を行えるだけの具体的かつ十分な情報」を提供しているとは全く言えない。

本補正以上に、開示すべき情報が存在するにもかかわらず、それを明らかにせず補正を求める行為は堺市情報公開条例に反し違法である。

したがって、請求人は、さらに、堺市情報公開条例第6条2項に基づき「補

正の参考となる情報を提供」を求める。」

6 実施機関は、令和2年1月9日、次の(1)のとおり、(2)の書類を添付したうえで、審査請求人に対して3回目の補正を求めた。

(1) 令和元年12月4日付けで提出された公文書公開請求書から、教育委員会が特定できる文書は以下のとおりです。

①報告書、折衝記録、調査書については

「いじめ報告シート」(学校名、校長氏名以外の部分は非公開)

②発生時の対応マニュアルについては

「いじめ対応チェックシート」

③発生件数については

「ホームページで公開している『いじめ』認知件数」

(以下、上記①から③を「本件特定文書」という。)

なお、上記文書の他に請求者が「学校でのいじめ」に関して具体的にお知りになりたい情報を具体的に明記いただくよう、請求内容の補正を求めます。

(2) 令和2年1月6日付け補正書にて示された以下の項目に関連する公文書の内容を記載した資料

- ・ スクールカウンセラーの配置
- ・ スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ スクールチームサポートの派遣
- ・ 生徒指導アシスタントの活用
- ・ ネットいじめ防止プログラムの実施
- ・ SAFEプログラムの実施
- ・ 電話相談「こころのホーン」の24時間対応

7 審査請求人は、令和2年1月27日、次の内容で3回目の補正書を実施機関に提出した。

「本件補正には具体性が全くなく、堺市情報公開条例第3条第2項に基づく「請求人が文書の特定を行えるだけの具体的かつ十分な情報」が提供されていない。

また、請求人が特定できない公文書や開示すべき情報が存在するにもかかわらず、それを明らかにすることなく補正を求める行為は請求人の情報公開請求権を侵害している(堺市情報公開条例第1条)。

したがって、請求人は、さらに、堺市情報公開条例第6条第2項に基づき「補正の参考となる情報を提供」を求める。」

8 実施機関は、令和2年1月31日、審査請求人に対して次の(1)から(4)のとおり4回目の補正を求めた。

(1) 本市の公文書公開請求は、市民の知る権利を具体化するためのものであ

り、一般的に、請求者が知りたい情報が明確である場合が多く、補正を必要としない程度に公文書が特定されていることがほとんどです。またそうでない場合も、堺市情報公開条例に基づく補正を行う、若しくは、ご来庁いただき、文書特定の参考となる情報の提供を行う等、請求者が知りたい情報と照らし合わせて、公開請求の対象となる公文書が特定していただけるよう対応しています。

(2) あなたが令和元年12月4日付けで提出された公文書公開請求書は、公開請求に係る公文書の名称又は公文書を特定するために必要な事項の記載が包括的かつ抽象的であり、あなたの請求したい公文書が何であるかわからないため、対象公文書の特定が本市教育委員会として行えないことから、令和元年12月12日付け堺教政第1413号及び同月25日付け堺教政第1507号にて、本市教育委員会において文書特定できるものを挙げ、それら以外に請求したい文書若しくはお知りになりたい情報がある場合は文書による補正をしていただくよう、条例第6条第2項に基づく補正を求めました。

(3) 令和2年1月6日付けで提出された補正において、あなたから7項目のご提示がありましたので、令和2年1月9日付け堺教政第1562号にて補正通知書の添付資料として提示された項目に対する公文書の内容を一覧にした資料を送付しました。

(4) 令和2年1月27日付けで提出された補正において、あなたからさらに補正の参考となる情報の提供を求められましたが、前回送付した資料のどの項目のどのような内容をさらに詳細にお知りになりたいのか明記してください。前回送付した資料の中にはあなたがお求めになる補正の参考となる情報がないのであれば、お知りになりたい項目を明記してください。なお、ご来庁のうえ、あなたが知りたい情報を具体的にお示しいただければ、補正の参考となる情報をご案内できるかと思われます。

9 審査請求人は、令和2年2月12日、次の内容で4回目の補正書を実施機関に提出した。

「請求人は、さらに、堺市情報公開条例第6条第2項に基づき「補正の参考となる情報を提供」を求める。それは即ち、関連文書の存在の表題を一覧にし、どのような文書が存在するか情報の提供を求めるものである。」

10 実施機関は、令和2年2月17日、本件請求について次の理由から対象公文書を特定できないとして却下決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

「公文書公開請求書には、堺市情報公開条例第6条第1項第2号に掲げる公文書を特定するに足りる事項の記載が必要ですが、本請求については、その請

求の内容が包括的かつ抽象的であるため、対象公文書の特定が本市教育委員会として行えないことから、令和元年12月12日付け堺教政第1413号、同月25日付け堺教政第1507号、令和2年1月9日付け堺教政第1562号及び同月31日付け堺教政第1681号にて補正を求めましたが、その回答をもってしても文書の特定に至らなかったため。」

- 1 1 審査請求人は、令和2年3月9日、本件処分を不服として、行政不服審査法3条の規定により審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

審査請求人が求めている「学校でのいじめに関する文書等」とした公文書を開示せよ。その他、関連公文書を特定し、説明責任を十分に果たせ。

### 第4 審査請求人の主張要旨

- 1 処分庁は、電話等で審査請求人から満足な聴取をすることなく、「堺市公文書公開請求補正通知書」と称する書面を少なくとも5件（原文のまま）、送付した。
- 2 審査請求人は、全ての「堺市公文書公開請求補正通知書」に対して誠実に回答し、堺市情報公開条例第6条第2項に基づき「補正の参考となる情報を提供」するよう求めた。
- 3 しかし、処分庁はこれを見做し、「補正の参考となる情報を提供」しなかった。
- 4 処分庁は、審査請求人の請求を見做し、「対象公文書の特定」もしなかった。
- 5 よって、審査請求人は、当該公文書の公開を求めて本件審査請求を行うものである。

### 第5 実施機関の主張要旨

- 1 実施機関は、対象公文書が特定できない部分について、令和元年12月12日付け堺教政第1413号及び令和元年12月25日付け堺教政第1507号により補正通知を送付し、審査請求人に請求内容の補正を求めたが、いずれの補正通知に対しても、審査請求人は公文書の特定に足る補正を行わなかった。

さらに、令和2年1月9日付け堺教政第1562号の補正通知には、審査請求人から提示された「スクールカウンセラーの配置」等7項目に係る公文書の内容を一覧にした資料を同封し、このうちのどの項目のどのような内容をさらに詳細に知りたいのかを明記すること、また、その資料の中に審査

請求人が求める補正の参考となる資料がないのであれば、知りたい項目を明記することなどを依頼したが、審査請求人は依然として真摯に補正を行わず、公文書の特定も行わなかった。

- 2 条例第6条第1項第2号において、公開請求しようとする者は公開請求書に「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと定められており、この「公文書を特定するに足りる事項」には、事務事業の具体的な名称等、実施機関において具体的に公文書を特定できる事項を含むものと解される。ところが、審査請求人は、「すべての資料」「ありとあらゆる開示されるべきもの」といった漠然とした請求内容に固執し、3回にわたる実施機関の補正通知に真摯に答えることなく、公文書を特定するための補正を行う姿勢が見られなかったため、やむなく令和2年2月17日付けの却下処分に至ったものである。
- 3 したがって、本件公開請求のうち、「すべての資料」「ありとあらゆる開示されるべきもの」と記載された部分は、公文書を特定するに足りる事項ではなく適正な請求とは言えないため、請求を却下されるべきものである。

## 第6 審査会の判断理由

本件請求書の「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の記載は「学校でのいじめに関する文書「等」や「これらに係る関係文書等保存年限内のもの全て」や「今回請求の「関連資料」とは文字通り、全ての資料であり、決裁文書はもとより、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書、メール等、ありとあらゆる開示されるべきものをさすものである。」など抽象的な表現に終始し、特定すべき対象公文書の範囲が極めて不明確である。

したがって、本件請求には、条例6条1項2号にいう「公文書を特定するに足りる事項」の記載として形式上の不備があると認められ、実施機関が同条2項の規定により、審査請求人に補正を求めたことに問題はない。

また、審査請求人は実施機関が対象公文書の特定を行わず、「補正の参考となる情報」を提供しなかったと主張する。

しかし、実施機関は、本件特定文書を審査請求人に示しており、さらに、審査請求人が令和2年1月6日付け補正書で情報の提供を求めた「スクールカウンセラーの配置」等の多数の項目についても、実施機関は令和2年1月9日付けで年度ごとに関係する公文書の一覧表を示している。

以上のとおり、実施機関は対象公文書の特定を行うとともに、本件請求書の補正を求めるにあたり「補正の参考となる情報」の提供を行っている。

それにも関わらず、審査請求人は公文書の特定に足る補正を行わなかったものであるから、本件請求の対象となる公文書が特定されないとして実施機関が

本件請求の一部を却下した本件処分は妥当である。

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。



(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 7月29日	諮問書の受理
令和3年12月17日	審 議
令和4年 1月14日	審 議
令和4年 1月27日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
坂 本 団	弁 護 士	会 長
豊 永 泰 雄	弁 護 士	会長職務代理者
石 橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪 井 千鶴子	弁 護 士	
高 木 佐知子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科教授	

